

第 2 号（令和 5 年 3 月 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和5年3月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

令和5年3月8日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年3月8日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和5年3月8日午後 0時25分 議長 西島寛道

応招議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	鎌田	隆宏	2番	小割	直彦
3番	田中	保美	4番	奥田	俊夫
5番	脇本	尚憲	6番	谷田	利一
7番	西島	寛道	8番	岡田	久雄
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	小割	直彦	6番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇 議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介 議会書記 林田 夕加

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男 副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二
企画財政課長 寺井 佳孝
保健医療課長 中谷 誠
同和・人権政策課長 西島 豊広

教 育 長 中田 邦和
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
理 事 中島 一也
高齢福祉課長 坂井幸一郎
上下水道課長 仁木 崇
社会教育課長・
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和5年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第2号〕

令和5年3月8日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 井手町役場位置条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第3 議案第5号 井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第4 議案第6号 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第5 議案第7号 井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 議案第8号 井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第9号 井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第10号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第19号 令和5年度井手町一般会計予算
- 第10 議案第20号 令和5年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第11 議案第21号 令和5年度井手町水道事業会計予算
- 第12 議案第22号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第13 議案第23号 令和5年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第24号 令和5年度井手町介護保険特別会計予算
- 第15 議案第25号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第16 議案第26号 令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算

議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

ただいまから令和5年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、小割直彦
議員、6番、谷田利一議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第4号、井手町役場位置条例等の一部を改正する条
例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第4号、井手町役場位置条例等の一部を
改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町役場位置条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、役場庁舎及び山吹ふれあいセンター、図書館の移転に伴い、
位置が変わることによる住所変更並びに新山吹ふれあいセンターの部屋の名
称等を改めるため、関係条例の一部を改正するものであります。

それでは、2ページをご覧ください。井手町役場位置条例等の一部を改正
する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町役場位置条例の一
部改正であります。

例規ページ数41、本則中、役場の住所を移転に伴い新たな住所に改める
ものであります。

3ページをご覧ください。井手町役場位置条例等の一部を改正する新旧対
照表（第2条関係）でありまして、井手町図書館設置条例の一部改正であり
ます。

例規ページ数2733、第2条、名称及び位置の規定でありまして、先ほ
ど同様、図書館移転に伴い住所を改めるものであります。

4ページをご覧ください。井手町役場位置条例等の一部を改正する条例新
旧対照表（第3条関係）でありまして、井手町立山吹ふれあいセンター設置

及び管理に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 2737、第3条、名称及び位置の規定でありまして、山吹ふれあいセンター移転に伴い、住所を改めるものであります。

その下、2737の3、別表の規定でありまして、山吹ふれあいセンター移転に伴い、各部屋の名称を改めるものでございます。

5ページをご覧ください。井手町役場位置条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町多賀地区簡易水道事業の設置に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3683、第3条、事務所の規定でありまして、事務所である役場庁舎の移転に伴い、住所を改めるものであります。

それでは、1ページをご覧ください。下の方、附則でございます。この条例は、規則で定める日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） ページ数で4ページですけれども、この機会にふれあいセンターの中の部屋の利用条件等を少し確認させてもらいたいと思うんですが、旧の室名と左側と、そのまま合っているわけじゃないんですね。それぞれが新たに何平米になったのかということと、町内の人の利用と町外の人の利用に特に差はないのか。

特にふれあいセンターは直営ですから、土日の使用など制限はあるのかお尋ねをします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊社会教育課長。

社会教育課長（中坊玲子） ただいまのご質問でございます。

部屋のそれぞれ平米数ということでございますが、集会室の方が、新しいもので約109平米になります。順番にいきます。会議室1、こちらの方につきましては、会議室は一つなんですけれども、分割をすることができるので、会議室1、2、3ということで設定の方をさせていただいております。

会議室 1 につきましては約 70 平米になります。会議室 2、3 につきましては約 35 平米ずつになります。全体でいいますと約 140 平米になります。和室でございますが、約 62 平米となります。

町外と町内利用の方の差ということでございますが、町内利用の方につきましては減免規定等がございます、そちらにつきましては、例えば町の社会教育団体、または社会福祉団体が主催する会議であったり、事業であったりとか、町または町の機関が後援するものが減免適用される場合がございます。町外の方が利用される場合等は料金を徴収するということになっております。

山吹ふれあいセンターは、開館が月曜日から金曜日となっておりますが、土日の利用なんですけれども、個別にご相談に応じさせていただきまして、土曜日、日曜日も貸出しをしている場合等もございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 4 号、井手町役場位置条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 4 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3、議案第 5 号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　それでは、議案第5号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、公費負担の上限額を改めるため、関係する条文を一部改正するものであります。

では、2ページをご覧ください。井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する新旧対照表でございます。

例規ページ数659、第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続の規定、及び3ページ、次ページをご覧ください。中ほどの欄、660ページ、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の規定、その下、661ページ、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の規定でありまして、いずれも公職選挙法施行令の一部改正に伴う情報の整備であります。

1ページをご覧ください。附則でございます。

第1項、施行期日の規定でございます。この条例は公布の日から施行する。

第2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　前回の町議会議員選挙から公費負担が始まったんですけども、額が今回変わるということなんです。ポスターについてお伺いしたいんですが、ページ数でいうと3ページ、4ページです。前回の町議会議員選挙の際のポスターの1枚の単価の上限は幾らだったのか。こういうふうに変更になりますと、単価は幾らぐらいに変更になるのか。条件がちょっと違うので、昨年並みのことで考えたらどうなるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 選挙運動用ポスターの上限額の件でございますけれども、1枚当たりの額が、この前の公費負担を初めて提供させていただいたときには基礎額として525円6銭だったものが、今回541円31銭となりますので、その上がった分掛けるポスター掲示場の数、プラス基礎額であります。前回は31万500円という基礎額が、今回31万6,250円という基礎額を足しますので、式で申し上げますと、541円31銭とポスター掲示場40枚を掛けて、それに31万6,250円を足していただいたものをもう一度、40か所のポスター掲示場で割るということで、1枚当たりの上限額は、新たに改正することによりまして、8,448円になります。ちなみに前回で同じ計算をしますと、8,288円ということになりますので、若干上がっているというところがございます。その公費負担額は、先ほど申しましたようにポスター掲示場の数ということになりますので、基礎額8,448円の40枚分、最大で33万7,920円となるということがございます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第5号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第6号、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第6号、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回、地方公務員法の一部を改正する法律により、地方公務員の定年が引き上げられること等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

それでは、17ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、第8条、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、定年退職引上げ等に伴い、項の繰下げによる改正でございます。

続きまして、次ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第2条関係）でありまして、井手町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数927、第3条、報告事項の規定でありまして、定年の引上げ等に伴い、引用条文の改正による改正でございます。

次のページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第3条関係）でありまして、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数941、第2条、職員の派遣の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、(5)を追加するものであります。

次ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第4条関係）でありまして、井手町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数943、第1条、目的の規定及びその下、943、附則の規定でありまして、いずれも定年引上げ等に伴い、字句の整備及び項を追加するものであります。

続きまして、次ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第5条関係）でありまして、職員の定年等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数はございませんが、本則に目次を付するとともに、その下の欄、949、第1条、趣旨の規定、次のページをご覧ください、例規ページ数949、第3条、定年の規定、その下、949、第4条、定年による退職の特例の規定でありまして、いずれも定年引上げ等に伴い、字句や文言の改正、追加条文等を改めるものでございます。

続きまして、24ページをご覧ください。

例規ページ数950、定年退職者の再任用の規定でありまして、定年引上げ等に伴い条文を削除するものであります。

25ページ、次ページをご覧ください。例規ページ数、同じく950、第5条、定年に関する施策の調査等の規定でありまして、これも定年引上げ等に伴い、条文の繰下げによるものでございます。

その下でございます。新たに第3章として、第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職の規定、その下、第7条として、管理監督職勤務上限年齢の規定、その下、第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の規定、27ページをご覧ください、第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例の規定、引き続き29ページをご覧ください、下の方です、第10条、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定、引き続き30ページをご覧ください、上段です、第11条、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定、その下、新たに第4章として、第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用の規定、引き続き31ページをご覧ください、下でございます第13条の規定、その下、新たに第5章として、第14条、委任の規定でありまして、これはいずれも定年引上げ等に伴い、新たに条文を追加するものであります。

その下、例規ページ数950、附則でありまして、第4項、定年に関する経過措置の規定、次のページをご覧ください、上の方です、第5項、情報の提供及び勤務の意思の確認の規定でありまして、同じく定年引上げ等に伴い、新たに附則を追加するものであります。

では次ページ、33ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第6条関係）でありまして、井手町

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 959、第3条、減給の効果の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、文言を追加するものであります。

次ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第7条関係）でありまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 987、第2条、1週間の勤務の規定、その下、987、第3条、週休日及び勤務時間の割振りの規定、次ページでございます、987、第4条の規定であります。いずれも定年引上げ等に伴い、文言を追加するものであります。次ページをご覧ください。例規ページ数 989、第8条の2、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定でありまして、字句の整備であります。

下、990ページ、第8条の3、時間外勤務代休時間の規定、続きましてその下、次ページをご覧ください、990、第12条、年次有給休暇の規定でありまして、いずれも定年引上げ等に伴い、項の繰下げ及び文言を追加するものでございます。

38ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第8条関係）でありまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1009、第2条、育児休業をすることができない職員の規定、その下、1011の3、第9条、育児短時間勤務をすることができない職員の規定でありまして、いずれも定年引上げ等に伴い、条の繰上げ及び号を追加するものであります。

続きまして、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第9条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 1351、第4条、職務の等級、初任給、昇給の基準等の規定でありまして、字句の整備及び定年引上げ等に伴い、項を追加するものであります。

続きまして、その下、第4条の2として定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定でありまして、同じく定年引上げ等に伴い、条文を追加するものであります。

では、40ページをご覧ください。

1352、第6条の規定でありまして、字句の整備であります。

その下、1355、第12条、時間外勤務手当の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、項の追加及び文言を追加するものであります。

続きまして、42ページをご覧ください。中ほどでございます。例規ページ数1357、第14条、宿日直手当の規定でありまして、字句の整備であります。その下、第14条の2の2として、附則第19項の規定の適用を受ける職員の支給額の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、新たに条文を追加するものであります。

次ページをご覧ください。

1357、第14条の3、管理職員特別勤務手当の規定でありまして、字句の整備であります。

続きまして、1357、第17条、期末手当の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、引用条文の改正及び項の追加、字句の整備であります。

次ページをご覧ください。

例規ページ数1359、第18条、勤勉手当の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、号の追加及び項の繰下げであります。

次のページをご覧ください。中ほどでございます。

第18条の3として、特定の職員についての適用除外の規定、続きましてその下、1361、附則第19項から48ページまでございます附則第25項の規定であります。同じく定年引上げ等に伴い、新たに条文を追加するものであります。

48ページをご覧ください。例規ページ数1361の50、別表第2でありまして、定年引上げ等に伴い給料表を改めるものであります。

続きまして、54ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第10条関係）でありまして、井手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1452、第10条、時間外勤務手当の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、引用条文を改めるものであります。

その下、例規ページ数1455、第22条、期末手当の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、項の繰下げにより改めるものであります。

56ページをご覧ください。職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に

関する条例新旧対照表（第 11 条関係）でありまして、井手町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数 3641、第 2 条、給与の種類でありまして、定年引上げ等に伴う条文の整備であります。

その下、例規ページ数 3643、第 17 条、会計年度任用企業職員の給与の規定でありまして、字句の整備であります。

その下、第 18 条として、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外の規定でありまして、定年引上げ等に伴い、新たに条文を追加するものであります。

次のページをご覧ください。

例規ページ数 3643、第 19 条、規則への委任でありまして、定年引上げ等に伴い、条の繰下げによるものでございます。

では、15 ページをご覧ください。上の方でございます。附則でございます。

第 1 条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 条の規定は公布の日から施行する。第 2 条、職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置の規定でございます。

続きまして、一番下の行ですけれども、第 3 条、附則の規定でありまして、職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置の規定であります。

16 ページをご覧ください。一番下の方でございます。附則の第 4 条、職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項に規定する条例で定める年齢の規定でございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　こんな説明で、何の資料もなく、読み上げてもらっただけで分かる人は社会保険労務士になれるんじゃないかと思いますが、当局

の提案の仕方が、全く議員に理解してもらおうという気はないのかなというふうに思いますが、幾つも疑問があるんですけど、取りあえず質問します。

まず、現在でも退職された後、見慣れたお顔の方が役場やいろんな場所で働いておられますが、そういう方は皆さん、24ページにある再任用という形で来られているのか、それとも、いわゆる会計年度任用職員として臨時的に来られているのか、どういう方が何人おられるのかお尋ねをしたいと思います。

職員の数ですけれども、定年が延長していく職員、現在60歳の方は従来どおり、この3月末日で定年を迎えられる、その方が何人いるのか。

それから、その次、今59歳の方、3月1日末日まで59歳だという方が何人おられて、58歳、57歳、56歳、全部平準化するには10年かかるわけです。その間の対象の人数の方が、55歳までの方が何人ずつぐらいおられるのか。

お辞めになるのが、今年、60歳の方は定年になられると。じゃあ来年はどうなるのか。既に61歳まで延長されるから、来年3月31日に60歳の方は定年にならないわけです。来年は、定年退職者は通常の形でいうと、なし。再来年に2年分の方が定年を迎えられるんですか。そうすると、そういうことをずっと10年間やっていくので、職員の採用の方も、普通だったら今年何人退職されるから、来年は何人採用しましょうという採用計画になると思うんですけれども、来年、定年退職者がなしだったら、採用ゼロというような、奇数の年度は採用なし、偶数の年度だけ採用しますみたいなことになってしまうのはいかがなものかと思うんですけれども、採用計画との兼ね合いはどうなるのか。

次に、職員の給料ですけれども、どこかに、当分の間10分の7、100分の70というふうに書いてあったんですが、給料表を見ますと、新旧、全然給料表の額は変わっていないわけです。給料表はそのまま、その給料表の額に0.7掛けた分を支給するのか、それとも、0.7掛けた下の号給に移動することになるのか。いわゆる、降給してしまうということになるのか、どういう扱いをされるのか。

それと、当分の間10分の7という、その「当分の間」というのはどういう意味なのか、どのくらいの期間のことを考えておられるのか。

もう一つは管理職の扱いです。管理職は役職定年というんですか、今回から60歳以上に定年延長されても、管理職は60歳までですと、基本的にそ

うなっているんです。しかし、条文を見ますと、何か特別に必要がある場合とか、補充が難しい場合とか、そういう場合は管理監督職のまま延長できるとなっているので、今まで再任用で来られている方で管理職のままということはあったのか、そういうことは今までなかったけれども、今度こういうふうに制度が変わったら、実際そういうことをやらざるを得ないというか、ちょっと国の改定の趣旨と違うとは思いますが、井手町の場合、そうなることが見込まれるのか、それは新陳代謝を図るので、法の趣旨どおり役職定年は大原則ですと、ほとんどないと考えられるのかどうか、どの程度原則外というのが当てはまるのか、お聞きをしたいと思います。まずそれだけお願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず、今現在、職員だった者が職場にいるということで、その者の採用形態については会計年度任用職員でございます。人数につきましては、今持ち合わせておりませんので、確認をさせていただきます。

あと、年齢の話でございますけれども、まず、本年度に定年退職者は1人おります。ただ、この条例は適用されませんので、退職ということでございます。それと、59歳の者はありません。続きまして、58歳の者につきましては1人おります。続きまして、57歳の者が2人。56歳はおりません。それで55歳が3名ということでございます。このときには制度設計が完了しているということでございます。

あと、採用計画の関係でございますけれども、もちろんこの条例の中でも事前にまず意思確認をするということがございますので、短時間で来るとかいう意思もあるかもわかりませんし、そのままフルタイムで続ける、定年退職を延ばすという者もいるかもわかりませんので、その辺の状況も踏まえ、また、もちろん定年退職で全て辞めるわけではございませんし、途中退職の者もいますので、そういうものも加味しながら、採用計画というのは考えていっておりますので、一概に定年退職が延びたから採用がないのかというのは、今、そうであるということちょっと申し上げにくい、その状況によって採用計画は考えていくというふうに思っております。

あと、給料の関係でございますけれども、例えば給料、管理監督職、管理職の場合は後で言いますけれども、もし一般職であって、年齢が60歳を越

えた場合、そのままいたとすれば、0.7を掛けるイメージ、0.7の額になるということです。給料級はその額になって、0.7を掛けると。等級は変わらない。

管理職になりますと、管理監督職は一応降りるという形で、役職定年という形になりますので、それについては直近下位のところに格付をしてから0.7を掛ける、そういうイメージでございます。

それで、給与額については、その額、下位にしてからの7掛けをした分と、今もらっている給料の7掛けの差というのはちょっと出たりするんですけども、後ほど申し上げますが、当分の間は調整額として、今もらっている管理職の給料額の0.7が出るイメージになろうということになります。

当分の間ということはいつまでだという話なんですけれども、これは私ももいつまでかということ、十分に情報は入っておりませんが、国の方のQ & Aにおいて、7割措置というのは当分の間と位置づけられているけれども、国家公務員法等の改正法附則に設けられた検討条項で、定年の段階的引上げが完成するまでに、人事院において、検討を踏まえ政府が所要の措置を講ずることとされているというふうに載っていますので、また国の方で動きがあれば、本町もそれを確認しながら、また検討するということになろうかと考えております。

あと、管理職の扱いでございますけれども、先ほども言いましたように、いろいろな人事のその時々、職員の数や年齢構成などもありますので、そのまま引き続き管理職になるか、ならないかというのは、その時々での判断ということになりますので、どれぐらい該当するか、しないかというのは、ここで申し上げることはできないものと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 職員の働き方についての意向というのが大変大切だと思うんです。それはもちろん聞き取りをされるということなんだけれども、それは実際、誰がどのような形でいつされるんでしょうか。

それと今、給料の面はあったんですけど、勤勉手当とか期末手当、いわゆるボーナスについては、定年延長になって給料が7掛けになった後、どうな

るのでしょうか。管理職も含めてどうなりますか。

それと時間外の手当についても、変わるようなことが先ほどの説明の中にもありましたが、年休や時間外等の規定もどう変わるのか。職員の方が一番心配されるのは、退職金の扱いがどうなるかということをお心配されると思うんですけども、定年が延長するということは、退職金を支給する時期が、定年が61歳まで延長になったので、退職金は1年先ということになるわけです。それが嫌だったら60歳で辞めて、退職金をもらわないといけない事情のある人はそうしろということになるのかもしれないけれども、延長になって、退職金の額というのは、60歳で辞めたときよりも1年分有利な額になるのか。そうならないとおかしいと思うんですが、ちょっと確認をお願いします。

それと最後、町長に確認したいんです。今、役職定年になっても管理職を延長できるかどうか、するかどうか、そのときにならないと分からないという課長のお話があったんですけども、それもあまり、町長が認めるときというのがあったら、いつでも何でもできるというものの、実際どうなんですか。本町では役職定年になったら、そこで定年ですよと、役職は終わりですよということなのか。

都道府県によってもいろいろ扱いが違うわけです。私、教員出身なので、教育現場のことしかあまり分からないんですけど、京都府は校長のまま再任用という方はおられませんけど、大阪府はいっぱいおられるんです。だから、そういう管理職のまま再雇用されて、ずっと身分が続くという人がおられるのか。井手町はそういうことは、よっぽど何か事情がない限りはないんですというのか、ちょっと町長のお考えをお聞きしたいんですが。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 汐見町長。

町長(汐見明男) 私、この8月が任期ですので、責任を持って答えることはできませんけども、ケース・バイ・ケースだと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず時間外であるとか期末勤勉手当です。一応、期末勤勉手当は支給されます。ただし基礎額が、例えば7掛けとかになっていますので、それが基礎額となって計算をされるということでございます。

時間外手当も同じく基礎額ということで、7掛けの基礎額から計算されま

すので、そういうことでの影響があるというところでございます。

あと、年休につきましては、引き続きいる職員については、現職のときを引き継いで付与するということになっておりますので、フルタイムであれば、そのまま同じような形で付与していくイメージになろうかなと考えております。

あと、退職金の関係でございますけれども、私ども退職手当組合に加入はしてございますけれども、まず60歳のときが基本的にはピークでございますので、計算としては、例えば30年で定年退職、60歳になって1年延長になったとしましたときに、もちろん30年のそのときの計算と、あと31年で、その残りの7掛けの給与額で基礎額として計算をされて、ただ、60歳までの分を引くという意味です。1年間の部分のところというのは、1年だけ勤務したんじゃないなくて、31年勤務していた計算をした中での、その30年は引くという、そんなイメージです。1年間で月額としてはプラスアルファになるということです。

ですから、もらうのは定年退職になる、61歳だったら61歳なんですけれども、その分プラスアルファになるということは間違いございませんので、早くもらえた方はどうするかというのは別なんですけれども、先に渡しますというのは、辞めてからしか退職金はもらえませんので、辞めるのが61歳であれば、60歳までの計算と、あと1年間のプラスアルファ分を加算して支給されるということで今伺っております。

意向調査の関係でございますけれども、59歳の年ということになりますので、4月に入ってすぐではなしに、私どもが採用試験等々を検討しますタイミング、その辺のところ一度確認をしていきたいというふうに考えております。

職員数の先ほどの、正職で今来ているOBの人数ですけど、6名でございます。

聞き取りにつきましては、人事当局である担当で、もしくは私の方で考えております。

教育委員会につきましても一応、私ども、出向させていますので、また定年退職時には、本来であれば引き上げて、私どもが辞令を出す形を取っておりますので、基本は私どもになろうというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 退職金の関係で、本当に勤務すればするほど退職金も、給料が増えるから、生涯賃金でいったら、7掛けとはいえ1年働くんだから生涯賃金が増えますよということではなしに、退職金として60歳のときで辞めるよりも増えるんですか。そうでないと、私、あした60歳になるから、今日辞めますとあって、年度途中で辞める人が続出してくるようなことでは困るわけです。退職金があたっと下がると、7掛けを基礎にやられたら大変なことですから、そういうことにはならないということだという確認でよろしいですか。

それと、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額というのが級ごとに挙がっているんですけども、今の説明だったら、今ある等級の7掛けの額が支給されるということなんだけども、この給料月額というのが示されているのは何なんでしょうか。

それと今、OBが6人おられる。今年も1人退職者が出る。その方々は後どうなるのか。何か3年しか駄目というのが書いてあったんですけども、本来だったら、今年辞める人だったら65歳まで、新制度になれば定年前再任用職員というのにならない。その人たちはどうなるんですか。今来ているOBの人たちや今年辞める人、このまま井手町役場で何らかの形で働き続けたいという意向があったら、そういう方はどうなりますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、給料表の下の方の金額のことでよろしかったですか。こちらにつきまして、今回、ずっと並んでいるところについては、全然金額は変わっていないんですけども、表側の一番下のところと申しますか、表頭ですか、が一番下のところは変わっていますのは、定年前再任用短時間勤務職員としての額でございまして、例えば定年はすると。短い時間、例えば週4日で来ますとかいう者に適用される給料でございまして。ただ、これは38時間45分の単価でございまして、来る日によって割合が変わってくるという計算を出すための数字と申しますか、月額ということでご理解いただきたいと思っております。

それと今現在、例えば定年退職した者、また、今いる6名の元職員の者につきましては、引き続き職務、職場の状況も勘案しながら、例えば引き続き

会計年度任用職員として採用するというところで現在のところ考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論を行います。

地方公務員の定年延長というのは、時代の流れからいっても、年金がまだ65歳まで出ないということを考えても、当然のことであろうかと思えます。しかしながら、本町の場合は、京都新聞にも報道されましたけど、京都府内で最低の賃金だということが、国と比べた率でいって、給料の額が一番下だというような、本町よりも人口規模の少ない町村よりも低いという結果が生まれて、本当にびっくりして、何とかならないものかと思っているわけです。

高卒の方については、採用がないからというものの、初任給が最低賃金を下回っているということも、今回改定があるのかなと思ったけど、それもなくて、結局、本当に職員の犠牲の下で、人件費を抑える下で、町長がいつも自慢される、基金がたくさんありますとか、財政健全ですと言われるようなことが維持できているんじゃないかと思うわけです。

さらに、こういう形で定年前再任用、短時間勤務の人とかが生まれてくるわけです。また臨時的に働く人というのが増えてくるということになります。できるだけ必要な業務は正職員で担うということをぜひ強く希望して、今回の定年延長の条例には賛成をしたいと思います。

議長（西島寛道） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第6号、職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第7号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) それでは、議案第7号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等及び民法が改正され、家庭的保育事業等の通園バスに置き去り防止のための装置の義務化や安全計画の策定等が定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

第7条の2、安全計画の策定等及び、下の段に行っていただきまして、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認の規定でありまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、以下「基準」と申し上げます、の一部改正に伴う条文の整備であります。

例規ページ数2793の24、第10条、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準の規定でありまして、基準の一部改正に伴う条文の整備であります。

次、5ページに移っていただきまして、例規ページ数2793の25、第13条を削除するものであります。

次に、例規ページ数2793の25、第14条、衛生管理等の規定でありまして、同じく基準の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条、自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　岡田久雄議員。

8番（岡田久雄）　一般質問でも安全装置の設置ということで質問したんですけども、保育園の送迎の園児は何人を送迎されているのか。

この安全装置、令和4年度の補正予算で可決して二百三十何億円が出るといことが決まっているので、一般質問のときも言いましたけども、4月1日から義務づけられるので、ぜひとも早くつけていただきたいというふうに思っているんです。

前もなかなか入札が上手くいかなかったということが、ほかのことであつたので、ぜひとも早くつけられるようにしてほしいということと、質問のときに、まだどれだけの補助金が出るのか何か分からないという、そういう答弁だったんですけども、内閣府によると、金額も17万幾らなのか、そういうふうに出ていたような気がしているんですけども、その点について一度お聞きしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　岡田議員のご質問にお答えいたします。

送迎の園児の数につきましては、後ほどお答えいたします。

安全装置の設置についてでございますが、安全装置に係る国の認定が今、順次進められている状況にもあることから、本町に適した製品の選定や補助金、今おっしゃられましたけど、まだ正式には出ておりませんので、そういったことを注視しながら設置に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 議案第7号の条例の改正は家庭的保育事業等の設備に関してということで、井手町にこの対象になる施設が今ありますか。

それとは別に、町立の保育所のような、いわゆる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例もほかにあるわけですけど、そちらは今回、改正案が出ていないわけです。ということは国の省令等が、いわゆる普通の幼稚園、保育所というのは対象になるから条例で定めなくていいということなのかなと思うんですけども、議案第7号に出てくるような基準は全部国が示していて、町立の保育所に適用される規定と同じですか。

それが聞きたいのと、それと周知の件です。安全計画をつくらないといけない。それを保護者に対して周知しないといけないと書いてあるんですけども、保護者に1枚、年度当初に渡せば、紙に書いて渡せば終わりということではなしに、いつでも誰でも確認できるような形で周知をしないといけないと思うんです。義務としては保護者には周知しないといけないけれども、町立保育所の場合も同じことが当てはまるなら、その安全計画はもう立てられたのか。1日から義務化だけど、もう立てられたのか。それはホームページにアップするような形で、誰もが確認できるような形で周知をしてもらいたいと思うけれども、どうですか。お願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） ただいまのご質問でございますが、井手町において、家庭的保育事業等の条例の対象になるような施設は現時点ではございません。

保育園につきましては、この基準は国の省令によって適用されます。内容も町の今回の条例と同じでございます。

また、安全計画の保護者への周知につきましては、今、安全化計画策定中でございますが、策定できた後に、できるだけ分かりやすく周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今聞いたのは、だから、保護者にだけは、保護者に周知するのは義務ですよ。義務化されているんだけど、それ以外でも一番いいのは、来年、保育園へ預けようかな、どうかななんて思っておられる人だって確認できたほうがいいわけで、だから、ホームページなんかこういう安全計画を策定しましたということはアップしてほしいと思うんです。それはできませんか。

ついでに言って何ですけど、ブザーの装置は2種類あると言われているんですよ。子どもを降ろしてから、運転手が後ろの座席まで行って、びーびーびー鳴るのを止めるというものと、エンジンを切った後、車内で物が動けば、自動的に検知して警報を鳴らすというものと、2種類あると思うんです。絶対値段が全然違うだろうと思うわけです。ブザーを押しに行くほうが、それは安いに決まっていると思うわけですけども、国の定額補助というのは、令和4年度の第2次補正では17万5,000円とはっきり書いているわけです。だから、それはもう決まっています、令和4年度の補正だから、決まっているんです。新年度はまだ未定なのかもしれません。

だから、本町としてはどれを採用するかによって、補助金ももう少し増えたら、それはありがたいと思うし、増えたら自動検知のほうもつけられるかもしれないんですけど、そういうもので考えておられるのかもしれないけれど、子どもの乗っている数によって、そこまで必要ないとかいうこともあると思うんです。だから人数も、私も知りたいと思うんですけれども、今年度の補助金というのは決まっているでしょう。それは配分済みだから、本町はもらえないということですか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） まず周知の方法につきましては、ホームページでの広報も含めて、今後一番分かりやすい形で周知を検討してまいりたいと考えております。

今おっしゃられた補助金の確定額につきましては、新聞等ではそういった額も出ておりますが、現時点で確定したという通知はございません。

以上でございます。

議長（西島寛道）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第7号、井手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　挙手全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第8号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章）　それでは、議案第8号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、生計を一にする世帯に満20歳未満の子が2人以上いる世帯の第2子以降の保育料を無償化するため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数2793の66、備考でありまして、今回、満20歳未満の子が2人以上いる世帯の第2子以降の保育料を無償化することに伴う条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則でございます。この条

例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　2ページですが、まず用語の件で確認ですけど、20歳未満の子というのが出てきますけども、18歳で成人なのに20歳未満の子というのが非常に違和感があるんですけども、やっぱりこういう用語を使うんですか。

例えば、10代で親になる人もおられるわけですね。そこに子どもが生まれて保育園に行きます。それなら、その世帯に10代の親が1人、10代だと。第1子の子は、その世帯の中では2人目だと。だから、第1子だけども、2人以上いる場合の中に数えられるんですか。2人目ということにはまさかなりませんかという確認と、それと、あとは具体的にお聞きしますが、旧条例の方の今対象になっている子はどのくらいいて、その子たちが今度、新条例の方に移行するわけですから、全部が今度は無償になるということだと思うんですけど、旧条例の6号、6の1の子どもというのは今、何人いるのか。半額の子です。2号のほうは、第2子は半額ですね、その子たちは何人いるのか。いわゆる独り親のところの子どもたちです。

ごめんなさい、アは低所得の子です。イが独り親のところの子です。ウのほうは所得がある程度あるところの子どもで、今は第2子は減額になっていないわけです。そういうそれぞれの子どもが今、何人おられて、合計何人が今度から新たに、今まで無償だった子もいるんですけど、今度は何人が第2子の無償化の対象になるのかお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　汐見町長。

町長（汐見明男）　20歳未満、これは実際におられたから、そこに適用できるようにということでやっています。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） そのほかのご質問につきまして、私の方からお答えさせていただきます。

10代の親もいるということではありますが、算定につきましては、今回の条例に沿って算定していくものになります。

次に、旧条例のそれぞれに書いてあるということですが、人数につきましては、その階層ごとの人数ということでご説明させていただきたいと思います。現時点で、Cの階層が1人、D2の階層が2人、D8の階層が6人、D10の階層が4人、D11の階層が4人、D12の階層が4人、D13の階層が1人、D14の階層が1人、D16の階層が1人、D17の階層が2人、D18の階層が1人、D19の階層が1人、D20の階層が1人でございます。

今回の第2子無償化になる対象の人数でございますが、22名を見込んでおります。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西垣参与。

参与（西垣義郎） 先ほどの満20歳未満の子が2人以上いるという要件については、第3子の無償化の制度設計のときに、実際に年齢が上になるほど対象として拾えるので、20歳未満の方がおられて、その兄弟に第3子の園児の方がおられたということから、今回もこういう制度設計をしているということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 先ほどの答弁漏れをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 貴重なお時間、失礼いたしました。先ほどの保育園バスの送迎の対象者でございますが、大体1日当たり15人から16人の利用がございました。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第8号、井手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第9号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第9号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数3071の2、第8条、出産育児一時金の規定でありまして、健康保険法施行令等の一部改正に伴う出産育児一時金の金額を改めるものであります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2項、経過措置の規定であります。この条例の施行日前に出産した被保険者に係る井手町国民健康保険条例第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　実際にかかる費用を賄えていないというような声があ
って、それに応えて増額されるわけですけども、本町のこの1年間の出生数
と、国保の一時金の対象になった人数をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷　誠）　　ただいまのご質問でございますが、国保の実績、
令和3年度でいいますと5件でございます。1年間の出生数については、後
ほど回答させていただきます。

以上でございます。

議長（西島寛道）　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、井手町国民健康保険条例の一部を改正する条例制
定の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり
可決されました。

次に、日程第8、議案第10号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部
を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　柳原建設課長。

理事（柳原健二）　　それでは、議案第10号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、多賀地区町営住宅の建て替えに伴い、井手町営住宅等設置及び管理を定めた本条例の一部を改正するものであります。

次に、2ページをご参照願います。井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明申し上げます。

例規ページ数3547、別表1（第3条関係）であります。団地名、町営住宅、宮ノ後団地を削除するものであります。

次に、例規ページ数3547、別表4（第47条関係）であります。駐車場名、「北団地改良住宅駐車場」を「北団地駐車場」に改め、「南団地改良住宅駐車場」を「南団地駐車場」に改め、「東北河原団地駐車場」を加えるものであります。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　町営住宅の申込みがこの2月、3月にあったと思うんですけども、申込みの締切りが済んでいるので、どれだけ応募があったかというのが言えるという状況だったら、説明をお願いしたいと思います。

それと、宮ノ後団地というのがなくなったわけですけど、今後の解体等のスケジュール、人が住まなくなってから久しい、本当に町が特定空家をつくってどうするんだとずっと言っていた空き家がまだ残っているわけで、早く解体をしてほしいという声があるんですけども、どういうスケジュールでやりますか。

それと駐車場についての規定がありますが、北団地、南団地、東北河原団地、それぞれ何区画、駐車場があるのでしょうか。東北河原の方は新しくできるわけですが、料金は北、南と同じ月1,000円ということで変わらないのでしょうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 柳原建設課長。

理事(柳原健二) ご質問にお答えいたします。

多賀の町営住宅の受付についてでございますが、3月3日に受付を完了しておりますので、受付の数量等につきましては現在審議しているところでございますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思っております。

続きまして、宮ノ後団地及び現在の東北河原団地の取壊しのスケジュールについてでございます。現在、どちらも一部お住まいでございますので、その辺のお引っ越し、退去が済み次第、住宅の取壊しの設計をしまして、その後、速やかに取壊しに来年度着手してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、駐車場の区画でございますが、駐車場のことについては、後ほど回答させていただきます。

あと、料金についてでございますが、料金につきましては、条例の規定のとおり、月額1,000円で、1区画当たり1,000円で考えております。

以上でございます。

議長(西島寛道) 西島同和・人権政策課長。

同和・人権政策課長(西島豊広) 駐車場の管理数ですけれども、町営住宅の駐車場の管理数につきましては、北団地が51区画、南団地が32区画、今回新たに東北河原団地の方の駐車場につきましては12区画、計95区画となります。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第10号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

先ほどの答弁漏れをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 貴重なお時間、申し訳ございませんでした。先ほどの答弁漏れでございますが、令和3年4月1日から令和4年3月31日の出生件数は36人でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 次に、日程第9、議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算から、日程第16、議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第19号、令和5年度井手町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億6,800万円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定でございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次の8ページをご覧ください。第2表地方債であります。

起債の目的、1目土木施設整備事業債、限度額2億170万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入れ又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。2目消防防災施設等整備事業債、限度額2億9,580万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。3目臨時財政対策債、限度額1,800万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

総括の歳入であります。1款町税、本年度予算額9億596万9,000円、比較347万3,000円であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2,565万円、比較221万2,000円の減であります。

3款利子割交付金、本年度予算額30万円、比較30万円の減であります。

4款配当割交付金、本年度予算額800万円、比較300万円であります。

5款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額500万円、比較200万円の減であります。

6款法人事業税交付金、本年度予算額2,700万円、比較900万円あります。

7款地方消費税交付金、本年度予算額2億600万円、比較1,500万円あります。

8 款自動車取得税交付金、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

9 款環境性能割交付金、本年度予算額 4 0 0 万円、比較 1 0 0 万円の減であります。

1 0 款地方特例交付金、本年度予算額 2 0 0 万円、比較 1 0 0 万円の減であります。

1 1 款地方交付税、本年度予算額 1 7 億 1, 0 0 0 万円、比較 1, 0 0 0 万円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、本年度予算額 7 0 万円、比較ゼロであります。

1 3 款分担金及び負担金、本年度予算額 6 6 3 万 6, 0 0 0 円、比較 3 6 8 万 9, 0 0 0 円の減であります。

1 4 款使用料及び手数料、本年度予算額 3, 9 9 5 万円、比較 5 2 万 1, 0 0 0 円の減であります。

1 5 款国庫支出金、本年度予算額 4 億 5, 1 8 0 万 5, 0 0 0 円、比較 9, 4 3 3 万 1, 0 0 0 円の減であります。

1 6 款府支出金、本年度予算額 2 億 3, 8 8 0 万 7, 0 0 0 円、比較 1 4 6 万 1, 0 0 0 円の減であります。

1 7 款財産収入、本年度予算額 2 億 3, 0 9 1 万 4, 0 0 0 円、比較 2 億 1, 0 9 2 万 3, 0 0 0 円であります。

1 8 款寄附金、本年度予算額 6, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

1 9 款繰入金、本年度予算額 2 億 6, 9 5 7 万 1, 0 0 0 円、比較 1 1 億 8, 9 9 5 万 6, 0 0 0 円の減であります。

2 0 款繰越金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較ゼロであります。

2 1 款諸収入、本年度予算額 1, 5 1 9 万 1, 0 0 0 円、比較 5 1 7 万 4, 0 0 0 円であります。

2 2 款町債、本年度予算額 5 億 1, 5 5 0 万円、比較 2 3 億 2, 3 1 0 万円の減であります。

以上、歳入合計、本年度予算額 4 6 億 6, 8 0 0 万円、比較 3 3 億 6, 3 0 0 万円の減であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1 款議会費、本年度予算額 6, 7 4 0 万 5, 0 0 0 円、

比較 1 3 8 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 6, 7 4 0 万 5, 0 0 0 円であります。

2 款総務費、本年度予算額 1 2 億 2, 8 7 5 万円、比較 2 1 億 8, 7 5 2 万 4, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の 9, 1 8 1 万 7, 0 0 0 円、その他の 1 億 8 9 6 万 7, 0 0 0 円、一般財源の 1 0 億 2, 7 9 6 万 6, 0 0 0 円であります。

3 款民生費、本年度予算額 1 0 億 6, 9 6 9 万 8, 0 0 0 円、比較 2, 8 5 2 万 7, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 億 6 6 1 万円、その他の 1, 3 3 5 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 7 億 4, 9 7 3 万 7, 0 0 0 円であります。

4 款衛生費、本年度予算額 3 億 1 8 9 万 6, 0 0 0 円、比較 1, 2 4 8 万 7, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2, 9 4 7 万 8, 0 0 0 円、その他の 8 5 2 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 2 億 6, 3 8 9 万 4, 0 0 0 円であります。

5 款労働費、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 0 0 0 円であります。

6 款農林水産業費、本年度予算額 5, 0 6 9 万円、比較 1, 0 4 3 万 3, 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 0 9 6 万 6, 0 0 0 円、その他の 6 4 万 1, 0 0 0 円、一般財源の 3, 9 0 8 万 3, 0 0 0 円あります。

7 款商工費、本年度予算額 7, 6 6 3 万 7, 0 0 0 円、比較 1, 1 3 5 万 6, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 6 9 3 万 5, 0 0 0 円、その他の 2, 8 5 1 万 3, 0 0 0 円、一般財源の 4, 1 1 8 万 9, 0 0 0 円あります。

8 款土木費、本年度予算額 6 億 2, 2 1 0 万 9, 0 0 0 円、比較 1, 9 6 7 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2 億 3, 0 2 2 万 7, 0 0 0 円、地方債の 2 億 1 7 0 万円、その他の 8, 2 6 5 万 6, 0 0 0 円、一般財源の 1 億 7 5 2 万 6, 0 0 0 円あります。

9 款消防費、本年度予算額 5 億 1, 2 3 8 万 4, 0 0 0 円、比較 7, 1 6 2 万 2, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、地方債の 2 億 9, 5 8 0 万円、その他の 1 0 3 万円、一般財源の 2 億 1, 5 5 5 万 4, 0 0 0 円あります。

1 0 款教育費、本年度予算額 4 億 7, 4 5 1 万 1, 0 0 0 円、比較 1 3 億

805万9,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,457万7,000円、その他の1,010万9,000円、一般財源の4億4,982万5,000円であります。

11款災害復旧費、本年度予算額280万3,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の280万3,000円であります。

12款公債費、本年度予算額2億5,361万6,000円、比較2,294万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の2億5,361万6,000円であります。

13款予備費、本年度予算額750万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の750万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額46億6,800万円、比較33億6,300万円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の6億9,061万円、地方債の4億9,750万円、その他の2億5,379万1,000円、一般財源の32億2,609万9,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、主な事業につきましてご説明申し上げます。

令和5年度予算参考諸表5ページをお開き願います。なお、末尾に工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

事業名、公用車購入、事業費150万円、財源内訳としまして、一般財源の150万円、事業の概要としまして、1台であります。

事業名、JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、事業費8,208万8,000円、財源内訳としまして、その他8,208万8,000円、事業の概要としまして、第二期事業市町補助金であります。

図対象番号①、町道29号線道路改良、事業費1億3,600万円、財源内訳としまして、国支出金の7,796万2,000円、地方債の5,130万円、その他の673万8,000円、事業の概要としまして、延長400メートルであります。

図対象番号②、事業名、町道12号線他道路改良、事業費1億1,00

0万円、財源内訳としまして、国支出金の5,000万円、地方債の4,500万円、その他の1,500万円、事業の概要としまして、国道バイパスアクセス道路整備であります。

図対象番号③、事業名、町内道路舗装、事業費500万円、財源内訳としまして、地方債の450万円、その他の50万円、事業の概要としまして、グリーンベルト延長500メートル、歩道舗装面積250平方メートルであります。

図対象番号④、事業名、町道2号線道路改良、事業費4,000万円、財源内訳としまして、国支出金の2,310万円、地方債の1,520万円、その他の1,170万円、事業の概要としまして、延長160メートルであります。

図対象番号⑤、事業名、町道35号線他道路改良、事業費3,100万円、財源内訳としまして、国支出金の1,627万5,000円、地方債の1,320万円、その他の152万5,000円、事業の概要としまして、道路舗装修繕ほかであります。

図対象番号⑥、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費2,300万円、財源内訳としまして、国支出金の1,328万2,000円、地方債の870万円、その他の101万8,000円、事業の概要としまして、点検44橋、補修1橋であります。

図対象番号⑦、事業名、町内河川浚渫、事業費350万円、財源内訳としまして、地方債の350万円、事業の概要としまして、延長300メートルであります。

図対象番号⑧、事業名、下排水路改修、事業費5,160万円、財源内訳としまして、地方債の5,160万円、事業の概要としまして、6か所（西前田、中垣内、阿弥陀寺、東北河原2か所、下赤田）であります。

図対象番号⑨、事業名、町内公園整備、事業費690万円。財源内訳としまして、地方債の690万円、事業の概要としまして、2か所（段ノ下公園、扇畑第一緑地）であります。

図対象番号⑩、事業名、改良住宅等改修、事業費220万円、財源内訳としまして、一般財源220万円、事業の概要としまして、空き家改修1戸であります。

図対象番号⑪、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、事業費3,210

万円、財源内訳としまして、国支出金 2,077万4,000円、その他 1,132万6,000円、事業の概要としまして、解体、駐車場整備工事であります。

図対象番号⑫、事業名、町営住宅外壁改修、事業費 1,870万円、財源内訳としまして、国支出金の 935万円、一般財源の 935万円、事業の概要としまして、簡二 11戸であります。

事業名、災害時情報伝達手段整備、事業費 2億5,700万円、財源内訳としまして、地方債の 2億5,700万円、事業の概要としまして、一式であります。

図対象番号⑬、事業名、旧山吹ふれあいセンター解体、事業費 1億600万円、財源内訳としまして、一般財源の 1億600万円、事業の概要としまして、旧山吹ふれあいセンター解体であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第 20号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第 20号、令和 5年度井手町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 5年度井手町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9億5,622万2,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1表歳入歳出予算」による。

第 2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 235条の 3第 2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 2億円と定める。

第 3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第 220条第 2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款国民健康保険税、本年度予算額1億3,115万5,000円、比較438万5,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額24万円、比較ゼロであります。

3款府支出金、本年度予算額7億5,068万7,000円、比較935万円あります。

4款財産収入、本年度予算額17万円、比較11万円あります。

5款繰入金、本年度予算額7,274万4,000円、比較15万2,000円あります。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

7款諸収入、本年度予算額122万5,000円、比較12万8,000円あります。

以上、歳入合計、本年度予算額9億5,622万2,000円、比較535万5,000円あります。

6ページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、本年度予算額728万5,000円、比較55万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の728万5,000円あります。

2款保険給付費、本年度予算額7億2,838万1,000円、比較119万5,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の7億1,718万2,000円、一般財源の1,119万9,000円あります。

3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額1億8,691万8,000円、比較660万6,000円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,760万円、一般財源の1億6,931万8,000円あります。

4款共同事業拠出金、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円あります。

5款保健事業費、本年度予算額2,978万3,000円、比較1,008万6,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の1,590万5,000円、一般財源の1,387万8,000円あります。

6款公債費、本年度予算額2,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の2,000円あります。

7 款諸支出金、本年度予算額 1 8 5 万 1, 0 0 0 円、比較 1 2 万 8, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 8 5 万 1, 0 0 0 円であります。

8 款予備費、本年度予算額 2 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 0 0 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 9 億 5, 6 2 2 万 2, 0 0 0 円、比較 5 3 5 万 5, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 7 億 5, 0 6 8 万 7, 0 0 0 円、一般財源の 2 億 5 5 3 万 5, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 次に、議案第 2 1 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第 2 1 号、令和 5 年度井手町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第 1 条、総則の規定であります。令和 5 年度井手町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量の規定であります。業務の予定量は、次のとおりとする。

1 号、給水戸数 2, 0 4 0 戸。2 号、年間総給水量 7 1 万 9, 0 5 0 立方メートル。3 号、一日平均給水量 1, 9 7 0 立方メートル。4 号、主要な建設改良事業、配水設備事業。

第 3 条、収益的収入及び支出の規定であります。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入であります。第 1 款水道事業収益 1 億 3, 3 8 4 万 2, 0 0 0 円、第 1 項営業収益 1 億 6 2 5 万 6, 0 0 0 円、第 2 項営業外収益 2, 7 5 8 万 5, 0 0 0 円、第 3 項特別利益 1, 0 0 0 円。

次に、支出であります。第 1 款水道事業費用 1 億 4, 1 3 5 万円、第 1 項営業費用 1 億 3, 2 9 4 万 3, 0 0 0 円、第 2 項営業外費用 7 9 0 万 5, 0 0 0 円、第 3 項特別損失 2, 0 0 0 円、第 4 項予備費 5 0 万円。

次のページをお開き願います。第 4 条資本的収入及び支出の規定であります。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額1,316万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額372万8,000円、過年度分損益勘定留保資金943万2,000円で補てんするものとする。)

収入であります。第1款資本的収入3,650万2,000円、第1項企業債3,500万円、第2項分担金100万円、第3項寄附金1,000円、第4項その他資本的収入1,000円、第5項負担金50万円。

次に、支出であります。第1款資本的支出4,966万2,000円、第1項建設改良費4,229万9,000円、第2項企業債償還金736万2,000円、第3項その他資本的支出1,000円。

第5条、企業債の規定であります。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業債。限度額3,500万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをご覧ください。

第6条、一時借入金の規定であります。一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用の規定であります。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、営業費用及び営業外費用並びに特別損失に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。2号、建設改良費及び企業債償還金並びにその他資本的支出に係る予算額に過不足が生じた場合におけるこれらの経費との間。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費936万3,000円。

第9条、たな卸資産購入限度額の規定であります。たな卸資産の購入限度額は200万円と定める。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） 令和5年度井手町水道事業会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、上井手高区配水管整備工事、事業費2,500万円、財源内訳といたしまして、地方債2,500万円、事業の概要といたしまして、L=125メートルであります。

図対象番号②、事業名、配水管布設工事、事業費1,000万円、財源内訳といたしまして、地方債1,000万円、事業の概要といたしまして、L=80メートルであります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第22号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第22号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,220万8,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、地方債の規定であります。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第3条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、水道事業債。限度額2,050万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款分担金及び負担金、本年度予算額507万7,000円、比較240万円。

2款使用料及び手数料、本年度予算額3,505万5,000円、比較4,000円の減。

3款財産収入、本年度予算額2万3,000円、比較2万7,000円の減。

4款寄附金、本年度予算額1,000円、比較370万円の減。

5款繰入金、本年度予算額154万8,000円、比較607万1,000円の減。

6款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款諸収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。

8款町債、本年度予算額2,050万円、比較50万円。

以上、歳入合計、本年度予算額6,220万8,000円、比較690万2,000円の減。

次のページをお開きください。

次に、歳出であります。1款業務費、本年度予算額2,881万1,000円、比較196万5,000円の減、財源内訳といたしまして、その他2万3,000円、一般財源2,878万8,000円。

2款事業費、本年度予算額2,135万円、比較550万円の減、財源内訳といたしまして、地方債2,050万円、一般財源85万円。

3款公債費、本年度予算額1,164万7,000円、比較56万3,000円、財源内訳といたしまして、その他154万8,000円、一般財源1,009万9,000円。

4款予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源40万円。

以上、歳出合計、本年度予算額6,220万8,000円、比較690万2,000円の減、財源内訳といたしまして、地方債2,050万円、その他157万1,000円、一般財源4,013万7,000円。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、配水管整備事業、事業費2,100万円、財源内訳といたしまして、地方債2,050万円、一般財源50万円、事業の概要といたしまして、L=200メートルであります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第23号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第23号、令和5年度井手町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところ

による。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,770万4,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億251万2,000円、比較384万2,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2万4,000円、比較ゼロであります。

3款繰入金、本年度予算額3,494万3,000円、比較97万6,000円あります。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

5款諸収入、本年度予算額22万4,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額1億3,770万4,000円、比較481万8,000円あります。

5ページをご覧ください。歳出であります。1款総務費、本年度予算額159万6,000円、比較45万5,000円の減。財源内訳といたしまして、その他の2万4,000円、一般財源の157万2,000円あります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額1億3,579万8,000円、比較527万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の1億252万3,000円、一般財源の3,327万5,000円あります。

3款諸支出金、本年度予算額21万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の21万円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額1億3,770万4,000円、比較481万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の1億275万7,000円、一般財源の3,494万7,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第24号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） それでは、議案第24号、令和5年度井手町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定であります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9億7,383万円と定める。2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ730万1,000円と定める。3項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金の規定であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開きください。保険事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款保険料、本年度予算額1億6,722万4,000円、比較37万7,000円であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4万3,000円、比較ゼロであります。

3款国庫支出金、本年度予算額2億3,487万2,000円、比較1,149万1,000円であります。

4款支払基金交付金、本年度予算額2億4,626万8,000円、比較1,186万3,000円であります。

5款府支出金、本年度予算額1億3,739万2,000円、比較620万9,000円であります。

6款財産収入、本年度予算額3万2,000円、比較2,000円であります。

7 款繰入金、本年度予算額 1 億 8, 799 万 2, 000 円、比較 2, 044 万 5, 000 円であります。

8 款繰越金、本年度予算額 1, 000 円、比較ゼロであります。

9 款諸収入、本年度予算額 6, 000 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 9 億 7, 383 万円、比較 5, 038 万 7, 000 円であります。

次に、6 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款総務費、本年度予算額 1, 935 万 6, 000 円、比較 570 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 4 万 3, 000 円、一般財源の 1, 931 万 3, 000 円であります。

2 款保険給付費、本年度予算額 8 億 8, 153 万 5, 000 円、比較 3, 632 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 億 4, 948 万 1, 000 円、その他の 4 億 806 万 2, 000 円、一般財源の 1 億 2, 399 万 2, 000 円であります。

3 款地域支援事業費、本年度予算額 7, 189 万 5, 000 円、比較 835 万 9, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2, 278 万 3, 000 円、その他の 2, 391 万円、一般財源の 2, 520 万 2, 000 円であります。

4 款基金積立金、本年度予算額 3 万 2, 000 円、比較 2, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 3 万 2, 000 円であります。

5 款公債費、本年度予算額 1, 000 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 000 円であります。

6 款諸支出金、本年度予算額 1 万 1, 000 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1 万 1, 000 円であります。

7 款予備費、本年度予算額 100 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 100 万円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 9 億 7, 383 万円、比較 5, 038 万 7, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 3 億 7, 226 万 4, 000 円、その他の 4 億 3, 204 万 7, 000 円、一般財源の 1 億 6, 951 万 9, 000 円であります。

次に、20 ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1 款サービス収入、本年度予算額 2 3 0 万円、比較ゼロであります。

2 款繰越金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較ゼロであります。

3 款諸収入、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額 7 3 0 万 1, 0 0 0 円、比較ゼロであります。

次に、2 1 ページをご覧ください。

歳出であります。1 款サービス事業費、本年度予算額 2 3 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の 2 3 0 万円であります。

2 款諸支出金、本年度予算額 5 0 0 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 5 0 0 万円であります。

3 款予備費、本年度予算額 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の 1, 0 0 0 円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額 7 3 0 万 1, 0 0 0 円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の 2 3 0 万円、一般財源の 5 0 0 万 1, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おきください。

議長（西島寛道） 次に、議案第 2 5 号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） それでは、議案第 2 5 号、令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和 5 年度井手町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の規定であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 3, 4 2 7 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方債の規定であります。地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 3 条、一時借入金の規定であります。地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項

の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第4条、歳出予算の流用の規定であります。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、5ページをお開き願います。第2表地方債であります。

起債の目的、下水道事業債。限度額1億2,500万円。ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。起債の方法、証書借入又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき99円50銭以上とする。利率8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、40ヶ年以内据置期間を含む。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

次のページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款使用料及び手数料、本年度予算額1億5,023万4,000円、比較100万3,000円の減。

2款国庫支出金、本年度予算額5,400万円、比較2,000万円の減。

3款繰入金、本年度予算額2億11万3,000円、比較1,058万円の減。

4款繰越金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5款諸収入、本年度予算額492万2,000円、比較16万2,000円の減。

6款町債、本年度予算額1億2,500万円、比較2,700万円の減。

以上、歳入合計、本年度予算額5億3,427万円、比較5,874万5,000円の減であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。1款総務費、本年度予算額1億5,340万4,000円、比較304万円の減、財源内訳といたしまして、地方債1,350万円、その他1,067万7,000円、一般財源1億2,922万7,000円。

2 款事業費、本年度予算額 1 億 6, 834 万 1, 000 円、比較 4, 197 万 7, 000 円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金 5, 400 万円、地方債 1 億 120 万円、一般財源 1, 314 万 1, 000 円。

3 款公債費、本年度予算額 2 億 1, 152 万 5, 000 円、比較 1, 372 万 8, 000 円の減、財源内訳といたしまして、地方債 1, 030 万円、その他 1 億 9, 359 万 2, 000 円、一般財源 763 万 3, 000 円。

4 款予備費、本年度予算額 100 万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源 100 万円。

以上、歳出合計、本年度予算額 5 億 3, 427 万円、比較 5, 874 万 5, 000 円の減、財源内訳といたしまして、国府支出金 5, 400 万円、地方債 1 億 2, 500 万円、その他 2 億 426 万 9, 000 円、一般財源 1 億 5, 100 万 1, 000 円であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。なお、給与費明細書につきましては、後ほどご覧おき願います。

議長（西島寛道） 引き続き、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中島理事。

理事（中島一也） 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計予算に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、改築更新事業、事業費 2, 800 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金 1, 200 万円、地方債 1, 600 万円、事業の概要といたしまして、マンホール蓋取替 44 か所、マンホールポンプ場更新 1 か所。

図対象番号②、事業名、面整備事業、事業費 3, 060 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金 400 万円、地方債 2, 660 万円、事業の概要といたしまして、流田地区 L = 100 メートル、新庁舎前 L = 104 メートル。

図対象番号③、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、事業費 8, 300 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金 3, 800 万円、地方債 4, 500 万円、事業の概要といたしまして、耐震補強 1 式。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 次に、議案第26号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井企画財政課長。

企画財政課長（寺井佳孝） それでは、議案第26号、令和5年度井手町多賀財産区特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の多賀財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の規定でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ457万1,000円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

それでは、4ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書であります。

歳入であります。1款財産収入、本年度予算額43万7,000円、比較8,000円の減であります。

2款使用料及び手数料、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

3款寄附金、本年度予算額1,000円、比較ゼロであります。

4款繰入金、本年度予算額392万9,000円、比較131万5,000円の減であります。

5款繰越金、本年度予算額20万円、比較ゼロであります。

6款諸収入、本年度予算額2,000円、比較ゼロであります。

以上、歳入合計、本年度予算額457万1,000円、比較132万3,000円の減であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。1款総務費、本年度予算額246万2,000円、比較6万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の246万2,000円であります。

2款衛生費、本年度予算額192万3,000円、比較138万5,000円の減、財源内訳といたしまして、一般財源の192万3,000円あります。

3款諸支出金、本年度予算額8万6,000円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、その他の8万6,000円あります。

4款予備費、本年度予算額10万円、比較ゼロ、財源内訳といたしまして、一般財源の10万円あります。

以上、歳出合計、本年度予算額 4 5 7 万 1 , 0 0 0 円、比較 1 3 2 万 3 , 0 0 0 円の減、財源内訳といたしまして、その他の 8 万 6 , 0 0 0 円、一般財源の 4 4 8 万 5 , 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本 8 件については、議員全員の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、日程第 9、議案第 1 9 号、令和 5 年度井手町一般会計予算から、日程第 1 6、議案第 2 6 号、令和 5 年度井手町多賀財産区特別会計予算までの 8 件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議員全員を予算特別委員会の委員に指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道）　異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員全員を予算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に本特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長までご報告願います。

休憩　午後　0 時 2 4 分

再開　午後　0 時 2 4 分

議長（西島寛道）　休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に予算特別委員会の正副委員長の互選があり、委員長には奥田俊夫議員、副委員長には脇本尚憲議員と決定いたしました。

脇本課長から補足説明があるというので、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほど退職手当の関係で、60歳を越えてからプラスアルファがあるのかというところで、一つ補足だけさせていただきます。

現行の退職手当の条例におきましては、35年の在職が上限の支給率というところでございますので、60歳で35年に到達しておれば、そこについてはプラスアルファはないということになります。ただ、60歳で30年などであれば、それはまだ計算をされるということでご理解いただけたらということでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月22日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 0時25分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 西 島 寛 道

署名議員 小 割 直 彦

署名議員 谷 田 利 一